

空き家対策総合支援事業

下川町では、慢性的な住宅不足の緩和や移住定住の促進を図るため、転入者、定住希望者、子育て世帯を対象にした空き家の取得と改修等にかかる経費の一部を支援します。

また、住民の安全確保、景観の維持向上、利用可能な土地の創出を図るため、老朽化の著しい空き家の解体にかかる経費の一部も支援します。

本事業は、町内の「資格登録事業者（※1）」が行う改修等及び解体工事が対象になり、空き家の「活用支援」と「解体支援」に分かれます。

■「活用支援」とは？
転入者や定住希望者、子育て世帯を対象にした空き家の取得と改修等費用の一部を支援します。

■「解体支援」とは？
老朽化の著しい空き家の解体費用の一部を支援します。

■今年度の予算額
今年度の予算額は4千万円です。申請総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

■事業期間
事業期間は平成30年度から32年度までを予定しています。



「空き家対策総合支援事業」に対象になるか否かの具体例

ケース	事例	補助金額等
ケース1	下川町に定住を希望されている人が、自ら居住するため、100万円で中古住宅を取得し、650万円で改修する場合	<ul style="list-style-type: none"> 取得費及び改修費750万円×2/3 = 500万円が補助金交付額になります。
ケース2	下川町に転入してから20年が経ち、子どもがいない人が、自ら居住するため、100万円で中古住宅を取得し、750万円で改修する場合	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者の条件を満たしていない（前頁参照）ため、空き家対策総合支援事業の対象にはなりません。 ただし、従前の「快適住まいづくり促進事業」の対象になります。 <p>参考：中古住宅の取得100万円×1/5 = 20万円補助、改修150万円補助、合計170万円が補助金交付額</p>
ケース3	下川町内に空き家を所有している人が、100万円で解体する場合	<ul style="list-style-type: none"> 解体費100万円×4/5 = 80万円が補助金交付額になります。 ただし、町長が「特定空き家」として認定した空き家に限ります。

※1 「資格登録事業者」一覧表

事業者名	施行可能種目	事業者名	施行可能種目
(有)伊藤板金工業	■改修	田口商店	■解体
金子建設(株)	■解体 ■改修	(有)田代重機建設	■解体
キタ・クラフト	■解体 ■改修	(株)谷組	■解体
(有)黒川建設	■解体 ■改修	(株)丹野建設	■解体 ■改修
(有)後藤重機建設	■解体 ■改修	丹野重機建設	■解体
佐藤重工業(株)	■改修	(株)筒淵建設	■解体 ■改修
(株)三賀組	■解体 ■改修	松本建設(株)	■解体 ■改修
(株)サンテック	■解体 ■改修	(株)丸昭高橋工務店	■解体 ■改修
下川運輸(株)	■解体	(有)安田建設	■解体
(有)下川電業	■改修	(有)山形建設	■解体 ■改修
(有)下川塗装店	■改修		

「空き家対策総合支援事業」の概要

区分	空き家の「活用支援」	空き家の「解体支援」
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 下川町に転入されてから10年以内の人 下川町に定住を希望されている人 下川町に居住し、満18歳以下の子どもを扶養する人など 	<ul style="list-style-type: none"> 下川町に空き家を所有している人
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の取得と改修等費用の2/3以内(限度額500万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の解体費用の4/5以内(限度額80万円)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の取得と改修等がセットになります。空き家の取得のみ、又は空き家の改修等のみの場合は対象になりません。 また、100万円以上の改修等を行う場合が対象になります。100万円未満の改修等の場合は対象になりませんのでご注意ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が「特定空き家」(※)として認定した空き家に限ります。(※)老朽化が著しく、住宅上の危険や衛生上の有害となるおそれのある空き家

建設課 4-1-2511-06
お問い合わせ 4-1-2511-06